て研究を行い、その研究結果はITU-R報告S.2223及びITU-R報告S.2357に記載されていること。

d) 移動する地球局のための適切な技術的、規制上及び運用に関する手続が必要であること。

e) 現在の規制条項及びその付帯手続規則が、対応する衛星網のために結ばれた調整合意の範囲内で地球局が運用できる可能性を提供していること。

f) 本決議で述べる移動する地球局は、人命の安全にかかわるアプリケーションの提供のために使用したり、それらから信任されることを意図したものではないことの明確化が必要な可能性があること。

以下を認識し、

a) 19.7-20.2 GHz及び29.5-30.0 GHzの周波数帯は、世界的規模でFSSに一次的基礎で分配され、静止衛星軌道（GSO）FSS網により使用されていること。

b) 29.5-30.0 GHzの周波数帯では、多くの国で固定及び移動業務への二次的基礎の分配があること（第5.542号参照）、及び19.7-20.2 GHzの周波数帯では、多くの国で固定及び移動業務への一次的基礎での分配があること（第5.524号参照）。

c) 第5.542号に掲げた主管庁における地上業務への有害な混信を生じる可能性を除去するための措置を執る必要があること。

d) 移動する地球局の地上業務に対する調整について、現在は特別な規制手続がないこと。

e) 第9条及び第11条に基づく衛星網の申請のために第5.526号の規定を使用する際、FSSと通信する移動する地球局にはUCクラスの局が使用されること。

f) 本会議が、下記の決議事項1-4で規定された一定の条件のもとに、移動する地球局が19.7-20.2 GHz及び29.5-30.0 GHzの周波数帯のGSO FSS宇宙局と通信できることを明らかにするために、第5.527A号を採択したこと。

g) 調整が成功したとしても、ある構成国の領土の中で業務を提供する免許を付与することを意味するものでは決してないこと（決議第25（WRC-03、改）の認識事項b）も参照のこと）。

以下を決議する。

1 GSO FSSと通信する移動する地球局は、以下の条件のもとに運用すること。

1.1 他の主管庁の衛星網との関係においては、地球局は、この地球局が関係する衛星網の調整合意の範囲内に留まる、又は、かかる合意がない場合には第1付属書で与えられた軸外e.i.r.p.密度の値に適合する。

1.2 第5.524号に示した他の主管庁の地上業務との関係においては、移動する地球局は、第一地域及び第三地域の19.7-20.1 GHzの周波数帯で運用するこれらの業務の発展において保護を求めたり、制約を与えてはならない。

1.3 第5.542号に掲げた第一地域及び第三地域の国々における29.5-29.9 GHzの周波数帯で運用する任意の地上システムとの関係においては、公海上で運用する移動する海洋地球局及び国際空域で運用する移動する航空地球局を運用する通告主管庁は、これらの運用が許容不可能な混信が発生しないことを確保しなければならない。

1.4 混信発生の際、衛星網を所掌する主管庁は、第5.542号に掲げた国々で運用されているいずれかの地上システムへの有害な混信の報告を受けた場合は直ちに混信を止めるか、許容可能な値まで混信を減らす。

1.5 本件につき、主管庁は、上記決議事項1.4の履行に関する誓約を無線通信局に提出する。

1.6 これらの地球局は、通信網制御監視センター（NCMC）又はその同等施設によって常時監視制御に置かれることを条件とし、少なくともNCMCからの“送信可能”及び“送信不能”の制御を受信し作動できること。

1.7 これらの地球局は、人命の安全にかかわるアプリケーションに使用したり、それらから信任されることがないこと。

2 衛星網を所掌する主管庁は、移動する地球局が対向するGSO FSS衛星を追跡する技術を採用し、隣接のGSO衛星の捕捉及び追跡を行わないことを確保すること。

3 固定、移動又は可搬型端末を用いて運用を行う移動する地球局が属する衛星網の通告主管庁は、かかる地球局の運用をこれらの地球局の運用を許可した主管庁の領土内に限定し、第18条を遵守する能力をそれらの端末に持たせることを確保すること。

4 移動する地球局を許可する主管庁は、移動する地球局からのあらゆる疑わしき混信を追跡するため、連絡先を事業者に提供するよう要求すること。

[1] 周波数分配表に示されたとおり。

決議第156の第1付属書　29.5-30.0 GHzの周波数帯固定衛星業務の静止宇宙局と通信する移動する地球局の軸外e.i.r.p.密度値[2]

本付属書は29.5-30.0 GHzの周波数帯で運用する移動する地球局の軸外e.i.r.p.密度の一連の値を規定するものである。

29.5-30.0 GHzの周波数帯で送信する固定衛星業務の静止宇宙局と通信し運用する移動する地球局は、いかなる角度$\theta$、すなわち、地球局アンテナから対向する衛星（固定位置にある地球局と比較した移動する地球局の参照幾何学図については以下の図1を参照）へのベクトルから2°あるいはそれ以上の角度においても、GSOから3°以内のいかなる方向におけるe.i.r.p.密度も以下の値を超えないよう設計すること。

| 角度 $\theta$ | 40 kHz当たりの最大e.i.r.p.* |
|---|---|
| $2^\circ \leq \theta \leq 7^\circ$ | $(19 - 25 \log \theta)$ dB (W/40 kHz) |
| $7^\circ < \theta \leq 9.2^\circ$ | −2 dB (W/40 kHz) |
| $9.2^\circ < \theta \leq 48^\circ$ | $(22 - 25 \log \theta)$ dB (W/40 kHz) |
| $48^\circ < \theta \leq 180^\circ$ | −10 dB (W/40 kHz) |

* 影響を受ける主管庁相互で他の値を調整、合意することができる（決議事項1.1も参照）

注1－上記の値は、晴天時の最大値である。アップリンク電力制御を用いている通信網の場合は、これらの値は、晴天時の最小値に加え、アップリンク電力制御を実現するために必要なマージンを含んでいなければならない。

降雨による減衰が起こり、アップリンク電力制御が作動した場合、減衰を補償するため上記の値を超えることができる。アップリンク電力制御を用いておらず、上記のe.i.r.p.値が守られない場合、GSO FSS衛星網の相互調整を通じて合意された値に準拠し、別の値を使用することができる。

注2 － 2°以下の角度$\theta$に対するe.i.r.p.値は、２つのGSO FSS衛星網の固有のパラメータを考慮し、GSO FSS調整合意に則して決定することができる。

注3 － 複数の移動する地球局が同じ40 kHz帯域で同時に送信すると想定される符号分割多重アクセス方式（CDMA）を用いる固定衛星業務の静止宇宙局については、最大e.i.r.p.密度値は10 log（N）dB減らされなければならない。ここで、Nは対向する衛星の受信衛星ビームの中の移動する地球局の数で、同じ周波数上で同時に送信すると想定されるものである。影響を受ける主管庁間で合意がなされれば他の手法を用いることができる。

注4 － 他のGSO衛星網との調整に当たっては、マルチスポット周波数再利用技術を使用した固定衛星業務の中で運用している移動する地球局からの複合混信の可能性を考慮に入れるべきである。

注5 － 29.5-30.0 GHzの周波数帯でGSOに対し低仰角で運用している移動する地球局は、GSOにおいて同じ電力束密度（pfd）を得るために、距離が遠くなったことと大気吸収の相乗効果のため、より高い仰角で運用している同じ端末よりも大きいe.i.r.p.を必要とする。低仰角の地球局は、上記の値を以下の値だけ超過してもよい。

| GSOへの仰角（$\varepsilon$） | e.i.r.p.スペクトル密度の増分（dB） |
|---|---|
| $\varepsilon \leq 5^\circ$ | 2.5 |
| $5^\circ < \varepsilon \leq 30^\circ$ | $3 - 0.1\ \varepsilon$ |